

# 天明期の夏季天候と瀬戸内海地域

中山 富 広

## はじめに

日本近世史上の天明期の位置づけについては、半世紀前に林基・佐々木潤之介氏らをはじめとする膨大な実証的研究の蓄積があり<sup>1)</sup>、幕藩制解体の起点としての宝暦・天明期として定着している。いうまでもなく天明期すなわち1780年代は、天候異常による大飢饉が東日本を中心に列島をおおい、百姓一揆も全国各地で高揚した。まさに幕藩体制解体の画期とするにふさわしい時期であったことは間違いない。

近年、斎藤善之氏はこうした研究史をふまえつつ、天明飢饉による経済変動が新興の流通勢力を誕生させ、新たな流通機構の形成を促したとし、幕藩制市場解体の起点として天明飢饉が大きな影響を与えたことを明らかにしている<sup>2)</sup>。この斎藤氏の指摘は、天明飢饉をたんに明治維新への起点あるいは階級闘争の激化などととらえず、流通勢力のヘゲモニーの交代というように具体的に論じていること、さらに飢饉という経済状態への社会的対応を積極的に論じる視点をもたらしただという点において高く評価されるべきである。

また倉地克直氏は、18世紀徳川日本を繁栄と成熟というイメージで語ることを否定し、この世紀は自然災害によって緊張と消耗が幾度も繰り返され、そのたびごとに回復をめざして「生きる」システムが工夫され高まった時代であったと述べられている<sup>3)</sup>。そういう視点からみれば新しい時代への起点はむしろ寛政期以降であるとされる。倉地氏が指摘する「生きる」ためのシステムの工夫が社会的に実施されたという視点も、たんなる従来の発展史観の言い換えではないところがきわめて示唆的である。

本稿は、斎藤・倉地両氏の視点を念頭に置きながら、瀬戸内海地域の天明期の夏季（6月～8月）の天候を明らかにし、あわせて災害や飢饉の実態を解明することを第1の課題とする。第2の課題として、「停滞する社会」を打破するものとして災害復興策を検討することにあるが、ここでは社会各層の社会的応答の一端を明らかにしたい。

## 1. 「村上家乗」にみる広島城下町の天候

本節では、広島藩家老の東城浅野家の家臣・村上家の第4代村上勇蔵信志の日記「村上家乗」<sup>4)</sup>をもとに、広島城下の天候を夏季に限ってではあるが提示したい。夏季の天候に限定したのは、米や綿などの生育期である夏季の天候が豊凶に大きな影響をもっているからである。

「村上家乗」の分析に入る前に、まず気象学の成果を確認しておこう。天明年間の暖候期（5月～10月）を分析した三上岳彦氏によれば<sup>5)</sup>、異常な天候推移をした年として天明3（1783）年、同5年、そして同6年をあげている。日本の暖候期の自然季節は、春・梅雨・盛夏・秋霖・秋の5季に分けられるが、天明3年の特徴は盛夏が異常に短かく、西南日本では7月12～18日に梅雨明けとなると、早くも8月5～17日に秋霖が開始した。盛夏の期間は、東北・中部日本で17日間、西南日本でも25日間

であり、平年よりも約1ヶ月早く秋霖が開始した。

天明5年は7月と8月の雨天日が異常に少ない点に特徴があった。西南日本の梅雨期間は6月3日～7月3日、盛夏は9月3日まで2ヶ月であり、天明3年とは対照的に大干ばつの年であった。

天明6年は同5年に次ぐ天候不順年で、2ヶ月にも及ぶ長い梅雨と、とくに7月の悪天候が特徴的であり、8月は一転して西南日本では干ばつ傾向であったとされる。しかし8月と9月には数回にわたって台風が上陸し、大雨・強風と洪水災害がこの年の気候異常を示していた。

図1は天明年間の東北日本、中部日本、西南日本について、年々の自然季節と10年平均のそれを区分したものである。10年間の平均でみると、梅雨の開始時期は西南日本では6月5日となり、三上氏によれば現在（1951～1980年）とほぼ同じであるという。また盛夏の開始時期については、現在とほぼ同時期か、やや遅かったとし、秋霖の開始時期（9月7～9日）については従来の研究結果とかなり差異があり、遅速を判断するのは難しいとされている。したがって平均でみる限り現在との差異はあまり認められないことになるが、その分、天明3年をはじめ個々の年の異常な季節推移に注目する必要があるということになる。

それでは以上の成果を念頭に置きながら、広島城下町の天候を検討しよう。「村上天乗」の天候記述の事例を示しておく。

家乗巻之七天明三年癸卯

信志誌

秋七月

○朔日 庚寅 雨天、後晴、不暑

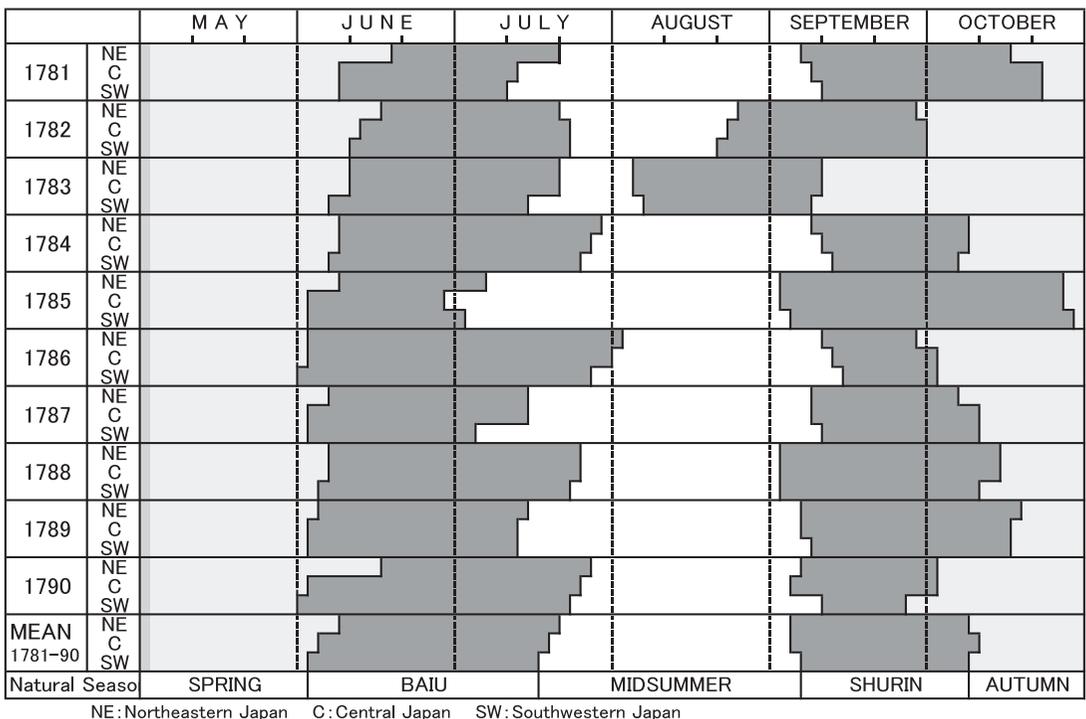


図1 1780年代暖候期の自然季節区分

典拠：三上岳彦注5）論文より引用

- 二日 辛卯 晴天、朝寒し、愆而朝夕冷氣也、夜分にて蒲団を着されハ寒し
- 廿三日 壬子 晴天朝涼し、…昼八ツ過雨降止、夜ニ入又降
- 廿四日 癸丑 暁ヨリ風雨、風追々烈敷諸所破損あり、吉本茂左衛門殿門大手路地門屏悉く倒るゝ也、丁場所御多門やねを吹剥也、朝五つ時ニ至川水よほと出ル也、夜明而風弱く成也、朝五つ時前ヨリ追々水増、四つ時前壺丈式尺丁場ニ成也

天明3年7月1日は新暦の7月29日、7月23日は8月20日にあたる。この日記の特色は晴雨だけではなく寒暖や風水害の状況などが克明に記されていることである。23日深夜から24日朝までの暴風雨が台風であったことは間違いないであろう。なお史料中にみられる「丁場」は工事現場という意味に近く、この場合は洪水を防ぐための拠点の意味するものと思われる。「防水丁場」と呼ばれた。

ここでは月ごとに日々の天気を提示しよう(表1-1~3)。参考のため期間は安永8年から寛政13(享和元)年までを示した。天気を示す記号等について少し説明すると、☀は晴、☁は曇時々晴(晴のち曇などを含む)、☂は曇(曇のち雨や曇時々雨などを含む)、☔が雨である。また安永10(天明元)年までは東城浅野家の陣屋所在地・東城の天候であり、天明3年6月・7月の網掛け部分は広島から上方へ旅行した期間である。寛政11年8月の網掛け部分も広島を出立して船上泊の天候であり、12日以降は大坂以东の天候なので省略した。なおこの表の日にちは新暦であり、たとえば1779年6月1日は旧暦の安永8年4月17日となる。

まず天明3年を検討してみよう。この年は残念ながら6月末から7月下旬までが瀬戸内海東部や上方の天候であるので断定しにくい、梅雨明け(盛夏開始)は7月19日頃で、秋霖の開始が8月7~9日頃と推定できる。先にサンプルとして引用した記述(7月2日条)にあるように、7月末には気温が低かったこともうかがえる。寒暖については後述するとして、この年は三上氏が示した図1の自然季節区分とはほぼ同じ傾向を示しているといえよう。

次に干ばつ気味とされた天明5年をみてみよう。入梅は6月3日頃と思われるが、10日過ぎからは

表1-1 6月の日々の天気(1779~1801)

June	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	☀	☁	☂	☔	☔			
1779安永8	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1780 9	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1781 10	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1782天明2	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1783 3	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1784 4	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1785 5	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1786 6	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1787 7	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1788 8	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1789 9	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔		
1790寛政2	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	
1791 3	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	
1792 4	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	
1793 5	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1794 6	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1795 7	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1796 8	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1797 9	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1798 10	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1799 11	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1800 12	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔
1801 13	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔



「終夜風雨」とあり、台風の影響で恵みの雨が降っていることがわかる。

では天明6年はどうであろうか。入梅が6月2日頃で、梅雨明けは8月1日頃と考えてよいであろう。約2ヶ月もの梅雨が終わり8月に入ると降雨はなく、24日から降雨がみられる。この年もやはり三上氏が示した季節区分とほぼ同じ傾向を示していることが確認できる。

「村上家乗」には先に引用した天明3年7月2日条のように、冷夏を思わせるような記述がみられるだけでなく、寒暖の模様をさまざまに表現している。もちろんこれらの寒暖の記述は村上勇蔵の主観によるものであるが、その日1日限りの単発の寒暖ではなく、夏季のある一定期間に「涼」や「寒」が連続しているということに着目したい。そういう視点で天明期をみれば、6月では1782年、83年、87～89年、7月でもやはり82年、83年、8月では82年、86年の「涼」が際立っている。ちなみに1790年代の後半も「涼」などの連続が目立つ。

そこで「村上家乗」の新暦7月と8月の天候から、広島城下町の気温を復元した平野淳平氏の成果をごく簡単に紹介しよう<sup>6)</sup>。詳細な計算式は省略するが、氏の推定結果によれば、1780年代と1830～40年代は現在より寒冷であり、1810～20年代と1850年代は、現在の平均値とほぼ同程度で比較的温暖であったということである。

## 2. 瀬戸内海地域における災害と飢饉の実態

前節の天明期の天候は瀬戸内海地域において、農作物にいかなる影響を与えたのであろうか。本節では広島城下の西北の山間部である山県郡を中心に検討したい。山県郡はのちの天保飢饉のときに壊滅的な打撃を受けた郡であり、とくに太田川水系である西半分の地域は平地が少なく急峻な地形のため、近世を通じて洪水の被害を受けやすい地域でもあった。

まず安永9（1780）年、「七月に稲虫付并に日損にて」「不作悪年也」とあり、また同じく「七月日でり虫付、八月より稲くさり」という状況で天明期が始まる。次いで天明2年をみると、「年柄不宜皆々難儀也」、「当年ハ中下之年ニ而悪年也、世上難洪也」<sup>7)</sup>であるとか、「天明二年寅のとし、諸国稲作変作ニ而穀類高直ニ而難洪仕」<sup>8)</sup>とあるように、具体的な記述ではないものの凶作であったことは間違いない。この年は7月に「涼」が多く低温気味だと先述したが、5月4日（新暦6月14日、表1参照）から5日の台風も影響を与えたようである。「村上家乗」には、「曇大風吹、昼方雨ふり出し風甚敷寒し」（4日条）、「朝ニ至而も風雨不止寒し、終日大風夜ニ入て不止、深更ニ及て少し平穩」（5日条）とある。山県郡においても「同年五月五日大風雨、所々田植之男女牛畔より吹落され、今日田植止」<sup>9)</sup>むと記録されている。また7月4日（新暦8月11日）にも台風が通過しており、高潮のため城下西郊の古江村新開土手が決壊し、続いて同月22日・23日にも豪雨に見舞われている（「村上家乗」）。山県郡穴村児玉家当主は、この年の米の作況を「六七歩作」（60～70%）としている<sup>10)</sup>。

天明3年は秋霖が平年より1ヵ月も早く、前年よりも冷夏であった。「当年ハ土用中天气悪シク、其上八月末ニ塩霽り毎日参り、稲そウトウニナリ、其外綿惣して草木迄青ケテ悪シ」、「八月早ク寒クナリ、稲そうとうになり、此頃塩きり参り、殊之外稲ニ悪しと云」<sup>11)</sup>とあり、旧暦8月の低温・潮霧も農作物の生育に大きな影響を与えたことがうかがえる。なお「そうとう」は雑稲のことだと思われる。竹内家の当主はある商家の手代から聞いた話として次のように記録した<sup>12)</sup>。

一、同三年諸国一統変作兩年相続候故、扱々極難ニ落入申候、千年以来之旧記伊勢などニ有之処、

國ヲ限作方不宜儀者有之候得共、日本一統之變作難洪ニ而、穀類高直之儀ハ近年之通之事、千年以來無之由相聞へ申候、其上しなのゝ國あさま山卯ノ七月朔日より五日迄焼、隣国砂灰五六尺ふり申由

かつてないほどの「日本一統」凶作であるとの情報を記録しているのであるが、そのことをふまえた上で地元・山県郡の作況をこの後に記している。口筋（旧千代田・大朝町）は「去年ニ少々欠」るものの「増シ之村も有」り、中筋（旧豊平町）と大田筋（加計・戸河内町・筒賀村）は「少し宛増」、奥筋（旧芸北町）は「變作種糲」すら確保できない状況であるとする。しかし中筋の西宗村や大田筋の坪野村、それに戸河内村北組、上筒賀村坂原などは「皆損同様」と記録しており、村によって被害の程度に極端な差があったようである。戸河内村北組の松原や板ヶ谷は「難洪ニ付袖乞と申立、卯極月三四日頃多人数罷出、追々川下ニ行、割庄屋下殿河内村覚助方迄出詰、夫より皆々引取」<sup>13)</sup> ったとあるから、早くも年内に飢饉状態が出現したことがわかる。この凶作によって、年が明けた同4年早々米価が高騰し「世上一統極難年也」となった。「重宝年代覚日記」には、飢饉で死人が出たという噂はあるが「此辺ニハ無之」、「春かゆなとたき諸人へ食す、中下人別而難儀之年也」<sup>14)</sup> と、中以下の人別が大きな打撃を受けたと記録されている。

以上は山県郡を主とするものと世上一般の事例であったが、ほかに隣国の備後福山地方の史料によると、「当村御百姓共近年及困窮相続難仕候処、丑寅卯三ヶ年兩作共不熟仕、御年貢大不納罷在」<sup>15)</sup> と、天明元年から3年まで稲・綿とも不作であったとする。また出雲国境の備北地方恵蘇郡では「去ル卯辰兩年共打続別而變作仕」<sup>16)</sup> ると、天明2年・3年の兩年を強調する。福山地方の天明元年の不作は芦田川氾濫による「水入」であった。ちなみに北に位置する東城でも閏5月14日（新暦7月5日）、とりわけ閏5月21日に大洪水に見舞われており<sup>17)</sup>、備後でも東部一帯の被害が大きかったようである。

さて天明4年は米価高直と中下層農民の飢餓で始まったが、同年の稲作が不作であったという記録は残されておらず、翌5年には「当年先両貳年之吉き年也」<sup>18)</sup> とあり、あるいは「同五乙巳秋作一統宜敷」<sup>19)</sup> とあるように、天明の大凶作のいわば中休みであったといえる。

天明6年は「大ニ變作悪年也」、同8年も「五月中頃ヨリ雨メふり初メ、九月迄六七歩も雨メふり、諸作中下之年柄也」<sup>20)</sup> と再び凶作となった。天明6年6月の霖雨を異常と感じた穴村・児玉家の当主は、紺屋幸八との会話を引用しながら、「家廻り草花不出来と、是又当夏梅無之、近村皆同じ、梅実無少年者秋作不宜と云、又今年竹へ実付キ、是も不作前兆歟」<sup>21)</sup> と凶作の憂いを書き付けている。翌7年については「穀類追々高直ニ成、春より米石ニ付百廿五匁」などと物価の高騰を歎いた後、「難洪袖乞之もの夥敷死人有」と餓死者が多数出たことを記録し、稲の作況を「七八歩と申事也」<sup>22)</sup> としているので、天明6～8年も全体的に凶作が続いたものと思われる<sup>23)</sup>。

以上の記録類からみれば、広島近辺の天明年間には東日本ほどの大飢饉に襲われたようではなかったようであるが、次にいくつかの過去帳から死亡者の推移を検討してみよう。図2は、山県郡加計村正念寺、戸河内村道教寺（以上、山県郡安芸太田町）、高宮郡可部の勝円寺（広島市安佐北区）、賀茂郡植原村西福寺（東広島市）、そして福山城下近郊の龍興寺（福山市）の過去帳から年別の死亡者数を図示したものである。天明年間をみると、同4年の死亡者が多い。勝円寺が121名、正念寺が68人、道教寺が53人であった。やはり天明3年の凶作が影響していることは間違いない。比較的沿岸部に近い西

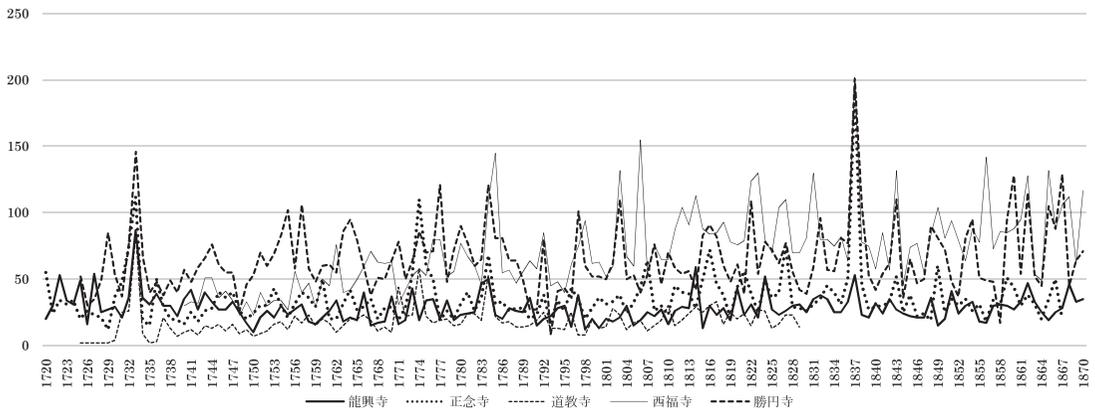


図2 5寺院の「過去帳」による死者数の推移

(典拠：『福山市史』中巻、『加計町史』上巻、杉山聖子「近世瀬戸内農村における死亡クライシスの実態」(『歴史と経済』188号)、『可部町史』等による)

福寺の過去帳では、天明4年(109人)と同5年(145人)がピークとなっている。天明3年の天候異常が広島藩郡村部に少なからぬ影響を与えていることが確認できよう。しかし同時に享保・天保飢饉に比して際立った死者数ではなかったこともわかる。死者の年齢が比較的書き込まれている道教寺の過去帳の天明4年を検討すると、死者が極端に多い月はなく、かつ死者の約半数弱が5歳以下の乳幼児であった。同寺の享保18年の85人の死者のうち、3月～8月に71人もなくなっている事態とは様相が違っており、天明期の広島藩では大飢饉といえる凄惨な状況ではなかったといえるのかもれない。

天明期といえば、天明大飢饉にともなう百姓一揆の高揚と教科書的に理解されているが、瀬戸内海地域ではどうであったのか。『百姓一揆史料集成』を通覧してみて、結論的にいえば、この地域で百姓一揆が高揚したとは言い難いように思われる。凶作・飢饉および年貢負担に関する一揆・騒動はきわめて少なく、全藩一揆や郡規模のものは、天明6年の有名な備後福山藩全藩一揆と、同じく備後恵蘇郡一揆の2件だけであった。

一方、都市部での騒擾・打ちこわしは発生したかといえば、天明3年に美作の津山城下、同7年に安芸の広島城下で米騒動がみられたのみである。しかし流通の結節点である城下町が全国的な凶作のなかで平穏であったということはできない。たとえば天明3年10月の広島城下では次のような不穏な動きがあった<sup>24)</sup>。

夜一町目之門江張紙を出候由、其趣意ハ米石ニ付式拾目高直也、仍之目安願差上候、若此義御聞届無之候得ハ、家中へ火をかけ焼候との文意之由、今日多勢集り見申候由也

夜前何者之所為とも不知、栗林之目安箱之上屋を悉く打崩し、瓦砕柱倒ほそ折候由、今日早速御作事ヨリ仮ニ取立候由、中之箱別条無之由也、米穀高直故敷盜賊徘徊所々ニ而捕候由其沙汰有之、晝屋丁などにも被捕候もの有之由也、凶年故夷祭甚淋敷由、例年世並屋伊兵衛方へ御勘定所へ不残招候事有之候へとも、当年者専沙汰無之也

「一町目」は白神1丁目のことで、豪商たちの屋敷が多い由緒ある町である。その木戸門の門へ張り紙があったという。文言は米価が1石の定価より20匁も高くなっている、そのことを目安に出した、

もし聞き届けられない場合は家中屋敷へ放火する、というものであった。また栗林口門の目安箱が壊されたこと、諸所に盗賊が徘徊していること、凶年ゆえ胡講の祭りも淋しかったことなが書き留められている。結局、この年には米騒動は発生しなかったが、前述のように同7年5月について米騒動が発生した。この騒動については、「村上家乗」5月21日条を引用・紹介するにとどめておきたい。

夜前町方下賤之者共多勢手組、左之家悉く打潰し候由也、茶屋次郎右衛門江者新次郎殿より内々ニ而見廻使遣ス、米屋忠左衛門・長門屋権六江者河本徳蔵参ル也、内々見廻也

茶屋次郎右衛門 茶屋新平 同 肥後屋 此四軒胡丁筋

米屋忠左衛門 ヨコ町 長門屋権六 米屋忠左衛門出店 此二軒細工町

伊予屋 天神町 田島屋 材木丁

右九軒也、畢竟米を貯しニ付下賤之者米価貴ニ苦、憤を含候由也、右之内米屋忠左衛門・茶屋新平別而大損之由也、茶屋次郎右衛門ハ其趣意不分明由也

襲撃をうけた茶屋次郎右衛門方へ見舞いの使者を遣わした新次郎は、東城・浅野家の家臣で村上勇蔵の同僚である。米屋と長門屋へ見舞いに行った河本徳蔵も同様である。おそらく茶屋・長門屋などは東城・浅野家の御用達的存在であったものと思われる。9軒のうち茶屋新平と米屋忠左衛門が大きな損害をうけたようで、茶屋次郎右衛門がなぜ打ちこわされたか、「不分明」であると疑問符をつけている。次郎右衛門の本業がおそらく質屋であったからであろう。

この打ちこわしへの藩当局の対応は次節でふれることにして、天明期の当地域の被害・飢饉の実態をまとめるならば、東日本の状態あるいは享保・天保期の凶作・飢饉と比較すると、それほど深刻ではなかったといえよう。しかし郡村部においても都市部においてもさまざまな社会的緊張がもたらされたことは明らかである。そこで次節においてそうした社会的緊張に、諸階層がいかなる対応をみせたのかという課題を検討していきたい。

### 3. 天候不順と「治」の転換

天明期の連年の不作による年貢上納の未進は各地で発生し、しかも累積していった。広島藩各地の割庄屋・庄屋たちは「郡中村々格別難渋之者共」の「御撫育」を藩当局へ上申した。これを受けて寛政2（1790）年、藩当局は次のような触書を布達した<sup>25)</sup>。

此度御憐愍を以、諸郡是迄之御貸米銀之内御捨被下候、尤御代官所取計を以貸付置候分、并町才覚致し遣候口々ハ捨りニ不相成候、返納方分り者追而可申付候

但、給知方之分明知方同様之事、勿論捨りと相成候而者給知方いつれ共難渋之折柄ニ候へ者、上江御請持御払替被下候、依而ハ是迄之貸物取立残り并取立候員数共、給主人別之処、委敷相弾、村限りニ可差出候事

「是迄之御貸米銀」とは、年貢未進が出た場合、広島藩は米銀を貸与してそれで年貢を完済させるという形式をとっており、その未納貸与分がこの累積「米銀」である。藩は天明年間までに生じたこれらの米銀を基本的に破棄することを決定したのである。ただし、各郡の代官所が個別に対応した貸米と、「町才覚」<sup>26)</sup>によるものは対象外とした。また給知も同様に取扱うこととし、給人への補償は藩が行うこととしている。たとえば給知であった賀茂郡仁方村は、米256石余、銀2貫目余が免除された<sup>27)</sup>。

この未進米銀の棄捐という処置は、村役人からの上申を受けて一つの政策として打ち出されたものであり、勸農政策の一環として藩が主体的に打ち出したものではなかった。村役人が人民のいわば「撫育」「成立ち」を求めて藩側に相応の対策を要求したものであり、これにいかに対応するか「治者」としての藩側の手腕が問われていたのであった。

こうした「治者」としての対応は、天明年間の凶作を通じてたびたび当局者に求められていた。天明6年の恵蘇郡一揆の事後処理に関して、広島藩主浅野重辰は年寄浅野勘解由に対し、「騒立候辺ニ而ハ武威を以取鎮候外ハ無之、是又必当之仕向と存候」としながらも、「鎮り候以後之手置筋ハ武威斗ニ而ハ不可然」と、「治」における「武威」の限界性を指摘している。さらに「徒党頭取之吟味」に際しても、「百姓斗ニ無之、番組・村役人類を相糺見申度」と、現地の郡役所の番組（足軽クラスの下級武士）や村役人などに不正がなかったかどうか吟味することも命じている<sup>28)</sup>。

また翌7年の広島城下の米騒動に際して、年寄浅野帯刀は次のような意見書を提出し、騒動の幕引きをはかった<sup>29)</sup>。

町家打潰し候者共ハ召捕、追々吟味等も仕候処、右打潰サレ候町人共ハ無構差置候哉、全躰日頃人柄不宣、憎レ候者なども有之傍ニ而、潰サレ候様成事も可有之歟、一方者嚴敷吟味等仕、潰サレ候方ハ一向左様之儀無之と申スモ、些釣合不申様も相見へ、平常之しらへ吟味筋ニも必双方しらへ候事ニ候得者、此度ニ限り潰シ候者共斗嚴敷遂吟味候儀者如何敷、潰サレ候方も一応ハ何角しらへを掛ケ可然哉、……ケ様之時節ニ者様々申立候ものニ御座候ニ付、其道筋相糺、浮説之儀者頓着不仕様ニ不仕候而ハ、種々様々ニ御政道傾き候儀と奉存候

打ちこわしに参加した群衆だけを一方的に取り調べるのではなく、打ちこわされた米屋も吟味すること、ただしその際には浮説に惑わされることなく、「御政道傾き候儀」とならないためにも正確な調査に基づくことを主張している。天明期の凶作や米穀高騰による社会不安は、まさに藩首脳部に対して「治者」としての心構えを再認識させる契機となったものと思われる。

また天明期の凶作によって藩と村役人層は救済組織・制度を確立することを目指すこととなった。広島藩の社会制度は享保飢饉を淵源とするものであり、藩命によるこの救恤組織は安永年間にほぼ全村に設置されるが、救麦・永貸穀・永利穀の3種類が基準に達したとされる「本法成就」にはなかなか至らなかった。天明3年をはじめとする凶作が社会穀の積み立てを崩すことになったからであろう。そこで山県郡では天明8年に、各村の「長立候」者に麦5斗ずつ追加寄付させて「本法成就」をはかった<sup>30)</sup>。さらに注目すべきは寛政年間にかわた身分の社倉が創設されたことである<sup>31)</sup>。この点にも「治」の転換をみることはできないのではないだろうか。

隣の福山城下に義倉が設置されたのは文化元（1804）年であるが、その設置への模索は寛政年間が始まる。城下近郊の深津村庄屋石井武右衛門は死に臨んで、千田村庄屋河相周兵衛（郡中御用達・3人扶持）に対して、田畑等の家督は養子の石井武右衛門（河相周兵衛の実弟）に継がせるが、「有金」（現銀）は「何ぞ御国用」のために有効に使ってもらいたいと依頼したのであった。時に寛政8（1796）年のことである。周兵衛は自宅と城下の「毎日往辺」の勤務多忙ながらもプランを練り続け、文化元年義倉が発足した。後年、周兵衛が「諸国ニ社倉義倉数々御座候得共」「諸国無類」の組織であると自画自賛するほどの船出であった<sup>32)</sup>。ここに河相周兵衛ら豪農商・村役人層の「治」への真剣な自覚をみることができるが、それは福山藩の「治」のあり方にも大きな影響を与えたといえよう。

実際、福山藩では寛政2年から、御用達商人と領内の豪農商を取り込みつつ諸施策が実施されている<sup>33)</sup>。内容についてはここでは省略するが、改革にもなって実施されたと思われる福山藩の特別積立運用銀ともいうべきシステムを簡単に紹介しておこう。天明年間を経て不景気に見まわれた鞆の浦では、寛政6年に「敬重銀」が設立された。これは藩からの下付銀13貫500目と無利子の貸付銀4貫500目を原資として、「是を商家に融通し、市中潤沢之術たらん」ことを企図し、かつ鞆町の窮民救済をもめざしたものであった<sup>34)</sup>。

この前年の寛政5年には「応猝銀」という金融積立でも開始された。これは初年度（「丑壱番会」）に領民3000人から銀100目ずつ抛出させ、その300貫目を基金として月1%の利息で貸付け、2年目（「寅貳番会」）は同じく3000人に90目ずつ出させ、うち100人に対し22貫600目を「貳番会落銀」として支払うこととするものである。したがって「落銀」を払い下げてもらった者は、初会から12ヶ月後には190目の抛出銀が226匁に増えて戻ってくることになる。「卯三番会」には残りの2900人が80目ずつ計232貫目を出し、やはり次の100人に対して33貫960匁を渡して脱会とする。この時点で銀高は851貫448匁となるが、この年の貸付利息を102貫目余と見積もっている。以下、100人ずつに「落銀」を支払う、いわば頼母子のような方式で銀を積立て、15年後に1,437貫目と増殖し、福山藩の御用達で藩札発行元でもある大坂の5人の商人（「大坂五軒屋」）に預託しておくというものであった。運用は城下の豪商があたり、年貢未進などに対応して貸し付けられた<sup>35)</sup>。

もちろんこのような積立金からの諸融資が社会の矛盾を解決したわけではないけれども、「治者」・「被治者」双方の行政に関する認識を高める契機となったのではないだろうか。こののち前者は国産奨励・国益を意識した改革を進めていくが、それには後者の協力が必要不可欠となっていた。とくに大庄屋クラス（豪農商層あるいは地域リーダー層）が郡政の場や諸役所において指導力を発揮していくようになって、はじめて公共の利益を追求する「治」へ転換することが可能となったのである。

天明年間の異常気象と凶作は年貢上納を著しく困難にしたと思われるが、同時に農民たちはそれを克服するために稲の品種や施肥などに工夫や改良を加えていった。そうした努力・工夫の成果を、たとえば米などの収穫量を記録することで確認していくことになった。

広島藩領賀茂郡兼沢村の土井家に伝わる「作帳」は天明7年から残されているが、記録の開始はそれより遡ると推測されている<sup>36)</sup>。しかし天明7年の開始部分が前欠となっているだけで、数十年分が欠落しているということは考えられない。おそらく天明年間から記録されだしたと考えてよいであろう。また備後国恵蘇郡田原村の岩竹家では天明6年から米の収穫量が記録され始めている<sup>37)</sup>。この年は同郡で一揆が起こった年でもある。ちなみに天明年間の4年間の平均反収は1.6石余であった。しかし19世紀に入った文化年間からは2石を超えるようになった。これはたんに天候回復という自然条件によるものだけではなく、凶作を経験した岩竹家の創意工夫もあったものと思われる<sup>38)</sup>。

福山藩領深津郡市村の土屋家は、19世紀初頭に20町歩の田畑を所有する地主・豪農であり、4代弥惣太豊武の日記が文化元（1804）年から記録され始められた<sup>39)</sup>。農業日誌として有名な「土屋家日記」である。これ以前の日記は存在しないが、3代儀平治高辰が書いた天明5年の「万永代覚日記帳」が残されており、現存しないもののこうした類の記録が書き綴られていた可能性は高い。

こうした庄屋クラスの記録の熱意は、民政の最前線で年番の庄屋たちと一緒に仕事に当たっていた下級武士たちの意識を一段と高めたのではなかろうか。福山藩郡方帖元であった岡本膳兵衛は文化初年

に地方書である「郷中覚帳」を著述したが、勝矢倫生氏によれば、同藩の寛政改革の成否を勘案しながら以前に成立していた諸種の地方書を参考にして完成させたものであり、農政・税制の現況に対する危機意識に支えられたものであった<sup>40)</sup>。膳兵衛は文化12(1815)年まで郡方帖元であったことが確認できるが<sup>41)</sup>、この年に引退したのか、死亡したのかは判明しない。ただいずれにしても文化初年に「郷中覚帳」を完成させたとしても、若い頃に天明年間の農村の窮状を体験したことが、マニュアルとしての地方書を作成させることになったのではないだろうか。

広島藩でも同様に地方役人たちが地方書を作成した。寛政2(1791)年には「青枯集」、享和年間から文化初年にかけて「芸備郡要集」(「理勢志」)が編さんされている。これも勝矢氏によれば、徴租法の問題解決にあり、「消極的には、いかにすれば既存の貢租収納システムを円滑に機能させるか、積極的には、望ましい徴租法を構築するためにいかなる制度的変革が必要か」、あるべき姿を考えようとしたものであった<sup>42)</sup>。これも寛政2年の累積年貢未進米銀の破棄という一連の事態に触発されたものであろう。

## おわりに

この小論は瀬戸内海地域を対象としながら、主に広島城下町および広島藩内に限定した分析となった。瀬戸内海地域の天明飢饉の全体像には遠く及ばないけれども、広島藩の実態は、平年の死亡者数よりたしかに多かったが、壊滅的な打撃をうけたという飢饉状態ではなかった。また福山城下近郊の龍興寺の過去帳をみても、図2にあるように死亡者が格別多かったわけではない。

しかし天明年間の凶作・災害は、藩当局といわゆる地域リーダー層にあらためて「治」のあり方を突きつけることになった。この点に関して菊池勇夫氏は、その最大の対応が幕府の寛政改革であったとし、そこに単に保守的・反動的とはいいがたい改革の歴史的意義を見出そうとしている<sup>43)</sup>。瀬戸内諸藩においても、こうした視角から寛政年間に始まる諸対策を検討していく必要がある。

本論はささやかながら一つの試論である。災害復興、とりわけ流失田畑等の復旧<sup>44)</sup>や、農業生産力の発展の実態、甘藷作の普及といった農村部の分析はいうまでもなく、新たな「治」のシステムの特質の解明などは今後の課題としたい。

## 注

- 1) ここでは林基「宝暦・天明期の社会情勢」(『岩波講座日本歴史』近世4、1963年)、佐々木潤之介『幕末社会論』(塙書房、1969年)をあげるにとどめておきたい。
- 2) 斎藤善之「流通勢力の交代と市場構造の変容」(『新しい近世史』3、新人物往来社、1996年)。
- 3) 倉地克直『全集日本の歴史第11巻 徳川社会のゆらぎ』(小学館、2008年)。
- 4) 広島大学大学院文学研究科日本史研究室所蔵。安永7(1778)年から明治14(1881)年まで約100年にわたる日記である。幕末維新期のものはすでに『広島県立文書館資料集』として何冊か翻刻されている。「村上家乗」の概要については、同資料集3(広島県立文書館、2004年)に、西村晃氏による詳細な解題があるので参照されたい。
- 5) 三上岳彦「日本における1780年代暖候期の天候推移と自然季節区分」(『地学雑誌』92巻2号、1983年)。

- 6) 中塚武編『気候変動から読み直す日本史』（臨川書店、近刊予定）で紹介される予定である。
- 7) 以上は、後有田村・清水家「重宝年代覚日記」（『千代田町史』近世資料編（下）、千代田町役場、1990年）、386頁、389頁。以下、同書は『千代田町史』と略記する。
- 8) 坪野村・竹内家「日記帳」（『加計町史』資料編Ⅰ、加計町、1999年、500頁）。以下、同書は『加計町史』と略記する。
- 9) 10) 穴村・児玉家「旧記帳」（同上、153頁）。
- 11) 清水家「重宝年代覚日記」（『千代田町史』、391～392頁）。
- 12) 竹内家「旧記帳」（『加計町史』、500～501頁）。
- 13) 児玉家「旧記帳」（同上、153頁）。
- 14) 清水家「重宝年代覚日記」（『千代田町史』、392頁）。
- 15) 福山市・三谷家「辰願書扣帳」（天明4年）。
- 16) 福山市・栗本家「奥門田邑御用状控」（天明7年）。
- 17) 「村上家乗」天明元年閏5月14日・21日条。参考として21日条の記述を以下に引用しておく。
- 昼時雨大ニ降白雨之気色也、雷少し鳴也、次第ニ大降車軸を流し、与一右衛門殿後山つへ抜、藪を打ぬき上段之畑埋る、藪ニ障候故歟、下之段者別条無之、屋敷者真中より同所之端なり、作谷之上若松山つへぬけ大河水、西方寺新石垣一尺ほと見へる、猿屋橋田桑橋大橋皆流れる、田桑之田地へ懸候笥樋流れる、与一左衛門殿娘家中不残見廻也、御屋敷内別条無之漏候所々也（頭注）「川向鍛冶屋茂八か家之下へつへ込、家傾底落雪隠流れる、木挽磯七上市橋方上ハ水貳尺も湛、家之床口りた口へ候由也、麦はて流れ田流れ多し、下河原非人小や流れる、非人ハ皆逃候由、盲目非人をは松と云非人負候て逃候由奇特之こと也、川西村諸所潰ぬけ、宮原折坂辺田地大ニ痛候由、井堰ハ別条無之、魚切橋ハ傾、菅村下ち見世と云家後つへ家前へ付込候由、人ハ疾逃別条無之、上菅貞五郎と云もの行方不知大方死候由、田地損候一向ほと不相知由也、川東村すへて大損／廿一日七ツ時分、川下畑之者二三人河を渡候由、水甚巧者之由、尤不敵之者也、新町武八流木を取候迎川へ入口口沈候由、皆人達而引留帰候由也／作谷つえぬけ土田桑へ突かけ、川底埋向へ地続ニ相成、川ハ西へ斗流候由也／あたこ鳥井升屋迄來候由数々ニ折候由也」
- 18) 清水家「重宝年代覚日記」（『千代田町史』、393頁）。ただし、続けて「当村杯ハ日損所多、小内難儀者も多し、世上中上之年也」と記録されている。
- 19) 児玉家「旧記帳」（『加計町史』、153頁）。
- 20) 清水家「重宝年代覚日記」（『千代田町史』、394～395頁）。
- 21) 22) 児玉家「旧記帳」（『加計町史』、154頁）。
- 23) 「村上家乗」によれば、天明8年5月29日は「雨大降風吹／夕七ツ時出水壺丈口口／昼風弥烈、夕ニ至風止晴ル」（同日条）、「石内村より以書付、去ル廿九日・当朔日洪水ニ付家六軒崩レ、田地八反損毛之段注進申出ル也」（6月4日条）と記されるような大風雨であり、また6月14日も「雨天屋ニ至晴又或者雨ふる／夜前之大雨ニ己斐村植木屋次郎兵衛宅之上山潰崩、次郎兵衛庭牛馬屋悉く圧候由也、居宅蔵曉方別条無之由也／夜に入雨ふる也」（同日条）と、広島第一の園芸商である植木屋が被害を受けている。

- 24) 「村上家乗」(天明3年10月19日・20日条)。
- 25) 広島大学中央図書館・隅屋文庫「御触書扣」(寛政2年)。
- 26) これは広島城下の町人が年貢未進を肩代わりするもので、これらの町人は差紙上納(銀納)を取扱う米問屋(次屋とよばれた)であった。
- 27) 『呉市史』資料編近世Ⅱ(呉市役所、1999年)1号史料。
- 28) 「恭昭公済美録」巻29下(『新修広島市史』資料編第2巻、275頁)。
- 29) 「恭昭公済美録」巻30下(『新修広島市史』資料編第2巻、278～279頁)。
- 30) 穴村・児玉家「旧記帳」(『加計町史』、154頁)。
- 31) 賀茂郡阿賀村では寛政3年に革田分の貯穀が本法成就している。ちなみに同村の本法成就是同2年であった(『呉市史』第1巻、324頁)。
- 32) 『義倉二百年史』資料編Ⅰ(近世)(一般財団法人義倉、2015年)、1-3号。中山「近世後期における豪農商の経済倫理と地域社会認識(上)一備後福山の義倉設立と運営をめぐって一」(『芸備地方史研究』243号、2004年)。
- 33) 『広島県史』近世2(広島県、1984年)、125～131頁。
- 34) 脇坂昭夫「近世中後期における鞆商業と資金対策」(福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』吉川弘文館、1996年、のち『瀬戸内海地域史研究』第5輯、所収)。なお史料については『福山市史』近世資料編Ⅰ、146号参照。
- 35) 『福山市史』近世資料編Ⅰ、19～22号。
- 36) 後藤陽一『安芸国土井家作帳の研究』(広島近世史研究会、1977年)。
- 37) 庄原市・岩竹家「年々出来米覚帳」(天明6年)。
- 38) ちなみに土井家の収穫高について後藤陽一氏によれば、天明7年から寛政9年の平均籾収量を指数100とした場合、次の寛政10(1798)年～文化4(1807)年が116、次の10年間は126、そして次の10年間、すなわち文政元(1818)年～文政10年の指数は149であった。
- 39) 「土屋家日記」については、『日本農書全集』第44巻(農山漁村文化協会、1999年)の濱田敏彦氏による解題を参照されたい。
- 40) 勝矢倫生『福山藩地方書の研究』(清文堂、2015年)。
- 41) 福山市・義倉文書「義倉一件帳」(文化元年)。
- 42) 勝矢倫生『広島藩地方書の研究』(英伝社、1999年)、16頁。
- 43) 菊池勇夫「飢饉と災害」(『岩波講座日本歴史』第12巻、岩波書店、2014年)。
- 44) 笠井今日子「寛政八年水害と加計村一「大洪水一件」を読み解く一」(『芸備地方史研究』301・302号、2016年)など。

# An Essay on the Influence of the Summer Weather in the Temei Period on the Society of the Seto Inland Sea

Tomihiro NAKAYAMA

The purpose of this paper is to clarify the weather in the summer season of the Tenmei period in the Seto Inland Sea region. The second challenge is to elucidate the actual situation of disasters and famine. And the third task is to clarify the social benefit response of each society at this time. Taking the Hiroshima clan as an example, the death toll in the 4th year of Tenmei was greater than normal, but it did not lead to catastrophic famine. However, due to casualties and disasters in the Tenmei period, the heads of the Hiroshima clan and powerful people in the area had to improve the way of control. Farmers also began to emphasize the development of agricultural productivity to live better, based on the experience of bad crops.